information

11月の納税等

介護保険料/第4期 後期高齢者医療保険料/第5期 国民健康保険税/第5期 農業集落排水処理施設使用料 / 第 4 期 料/11月分 限/12月2日(月)

ください。 納付は便利な口座振替をご利用 納期限内の納付にご協力ください。

は12月2日(月)です。 個人事業税の第2期分の納期 限

書に同封しておりますので、 書は、8月にお送りした納税通知 ください。) 方は管轄の県税事務所へお問合 い。(なお、納付書を紛失された いずれかの方法で納付してくださ 平成30度から、第二期分の納付 次の

)納付場所および納税方法

○コンビニエンスストア、 ○金融機関、 設置店 県税事務所の窓口 M M K

※納付書の納付金額が30万円以下

のものに限ります。

○Pay-easy(ペイジー)に対応した は A T M インターネットバンキングまた

○インターネットでのクレジット カードによる納付

○スマートフォンアプリ(PayB) による納付

県税事務所の窓口またはコンビニ 関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、 付してください。 エンスストア、MMK設置店で納 領収証書が必要な方は、金融機

座振替の制度もあります。 ご希望の方は口座を開設してい また、納付には便利で安全な口

補助対象期限

ださい。 る金融機関の窓口で手続をしてく

問合せ先

県民税・事業税第二グループ 西尾張県税事務所

☎0586-45-3169

(ダイヤルイン)

soshiki/zeimu/ http://www.pref.aichi.jp/

ック塀等

事に要する費用の一部を補助しま ため、ブロック塀等を撤去するT 害から身体および財産を保護する したブロック塀等の倒壊による災 地震発生時における道路等に面

補助限度額

10 万 円

部建設課までお問合せください 補助対象 村公式ホームページまたは開

※補助金申請は、工事着手前に申 申請前にブロック塀等を撤去さ ますのでご注意ください。 れますと、 請していただく必要があります。 令和4年3月31日 補助金対象外となり

問合せ先

開発部建設課



警察からのお知らせ

飛鳥村内犯罪状況 (会和元年9月)

	716年3131370317776(1744771十3万)				
区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
9月	0	0	0	0	0
1~9月	3	1	0	3	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
9月	0	0	0	0	0
1~9月	0	0	2	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
9月	0	0	0	0	
1~9月	6	3	0	7	